

# きょうどう

2017年1月1日号  
NO. 26

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



八方ヶ岳と菊池市街

これからも皆様とともに

代表社員・税理士 荒尾壽味雄

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

皆様、二〇一七年の新年をいかがお迎えでしょうか。昨年は熊本県にとっては忘れることの出来ない大変な年となりました。四月の大地震とその後の余震続きの中で、経営と生活の復旧・再興にご苦労の多い日々だったことと拝察いたします。復旧・再興が図られ早期に安穏な日常に戻ることを祈念いたします。

共同経理にとりましても、事務所創業者である甲斐健彦代表社員が八月二八日逝去し、かけがえのないリーダーを失いましたが、新たな経営体制を確立し、顧問先様はじめ関係先皆様のご支援で、その後も遅滞なく業務を維持・継続しております。皆様方に厚く感謝いたしますとともに、これからも引き続きご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

今年四月に消費税率が10%に引き上げられる「手筈」だったのが、昨夏の参院選直前に「再来年の十月まで再延長」の（手形ジャンプ）をして安倍政権は延命しました。アベノミクスがどうにもうまくいかず、二度のジャンプ戦術で選挙には「勝った」が、勝った後の多数を頼んだ「暴走」ぶりには『そんなに急いでどこへ行く』と危惧を覚えます。

次の総選挙が近づいています。先延ばしの時間稼ぎにはもうだまされず、増税ノ一 消費税ノ一 を総意にして、ジャンプした手形は振出人につき返そうではありませんか。

# 【顧問先訪問】

屋 号：熊本郷土史譚研究所  
所 在 地：菊池市西寺 1700-7  
電 話：0968-25-3120  
氏 名：堤 克彦（文学博士）  
開 業：平成 23 年



今回は、熊本郷土史譚研究所長で、幕末の偉人「横井小楠」研究の第一人者で著書も多数の堤克彦さんを訪問しました。

## Q：どんなお仕事をされていますか？

A：熊本県内外の地元を訪ね、そこに根付いた郷土の歴史を専門家の視点で解明し、その結果を、「くまもと郷土史譚つうしん」（年 10 回）の発行を通して紹介しています。

横井小楠に関しては、研究者が手を拱いていた小楠関係古文書の調査と研究を行い、新たな古文書等で、より小楠の真像への接近を試みています。掘り起こした郷土の歴史を紹介する講演活動や歴史アドバイザーも行っていきます。ご依頼があればどこへでも出向きます。

## Q：横井小楠研究のきっかけは

A：私が研究を始めた 40 年前「横井小楠」といえば県内では一部のしか知らない、マイナーな歴史人物で、研究の対象にされない人物の一人でした。

理由は、横井小楠が幕末の肥後藩内で守旧的な「学校派」と対峙した革新的・開明的な「実学連」の中心人物の一人であったことと、明治期以降も続く熊本県の保守的な体質もあって疎んじられていました。

当初は「小楠を研究したら睨まれるぞ」という忠告まで受ける状況でした。しかし幕末・維

新期の肥後藩の動向を歴史的に正しく解明するには、小楠研究は不可避であると確信し、今日まで 40 年研究を続けてきました。今では熊本県でも、小楠が歴史的に重要な人物との理解と評価が進み、広く認知され大変喜んでいきます。



## Q：今後の展望をお聞かせください

A：歴史家の眼から見ると、残念ながら歴史はほとんど解明されていません。いま語られている歴史は「わかっていることをアレンジしている」だけです。歴史には深い時代の流れがあり、その中で、郷土の先人たちは非常に苦労し生きてきました。その様々な生きざまを明らかにした内容を、今後も「くまもと郷土史譚つうしん」として発行していきます。皆さんのご購読とご支援をお願いいたします。

また横井小楠の研究では、これまでの 40 年間の研究成果を集大成し、熊本大学大学院の博士論文をもとに、2011 年『横井小楠の実学思想』—基盤・形成・転回の軌跡—（ペリカン社）を出版しました。

この拙著出版を基盤に、小楠研究の深化が使命と考え、2015 年 5 月に「熊本横井小楠研究所」を開所しました。まだ未解明の分野に足を踏み入れ、研究と論文化の日々を送っています。何か小楠に関する扁額・掛軸や古文書をお持ちでしたら、是非御一報ください。

## Q：甲斐健彦さんへ一言お願いします

A：甲斐さんが菊池市議時代、当時の市長に「菊池精神」の見解を問い質されたことがありました。江戸期の「菊池文教」の豊かさは市民として誇るべき民衆文化の遺産の一つでしたが、日本が世界的に孤立・ジリ貧になっていた戦時中に、突如「菊池精神」（特攻精神・玉砕精神）が声高に唱えられた経緯がありました。

戦後も戦時中を引きずり、「菊池文教」と「菊池精神」が同一視された中、甲斐さんは市議会で「菊池精神」に関する質問をされ、市長は自らの見解を明らかにしました。それが今も菊池市の「菊池精神」の公式見解となっています。即ち「菊池精神」は本来の「菊池文教」とは異質の「戦時造語」であったことが明らかになったのです。

甲斐さんは「市民の味方」の信念に基づき、共同経理の税理士としてばかりでなく、市議活動の中でも着実に実行され、多くの支持者の近くに日常的にいた姿が眼に焼き付いています。ご冥福をお祈りします。

編集後記：堤先生の横におられる奥様は共同経理 OG の堤優子さんです。懐かしがられた顧問先の方も多いのではないのでしょうか。先生が執筆する「くまもと郷土史譚つうしん」は年 10 回の発行で年間購読料は 3500 円です。皆さん是非お読みください。  
＜所報スタッフ一同＞



1月～11月申告法人の申告状況

地震特需・保険金で利益回復？ ほど遠い景気回復！

表① 1月～11月申告法人の申告状況

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
1・2種（卸小売）	44	84%	102%	19%	173%	93%	98%	19%	89%
3種（建設・農林・製造）	53	101%	109%	82%	173%	101%	104%	94%	152%
4・5種（運輸・不動産・サービス等）	71	97%	105%	112%	*3577%	99%	99%	126%	*1047%
合計	168	92%	105%	73%	228%	97%	100%	81%	155%

〈注〉「\*%」は、前期・前々期赤字から黒字化したもの。（前期-100、今期+50の場合\*150%と表示）

（表①）当期の申告の最大の特徴は、売上・総利益は減少・横這い、営業利益は大きく落ち込みながら、申告所得において大幅な「改善」となって、全体の合計指数の対前期比、対前々期比がすべての項目で黒字になったことです。特に4・5種事業区分が、前期大きく減益したのを回復させたのが目立ちます。3種事業区分は売り上げは伸び悩みですが、申告額の改善が続いています。当期中の4月に発生した熊本地震後の特需の効果も垣間見られるとともに、保険金による特別利益で所得が膨らんだ状況がみられます。

（表②）上述を反映して黒字申告の件数・割合が増え、赤字申告・0申告が減少しています。しかし一件当たりの赤字申告が大きく増加しており、特に3種事業区分の赤字幅の拡大が目立ちます。

表②申告態様別状況（金額＝千円）

区分	年度	件数	割合	1件当たり
黒字申告	14(H26)	62	37%	2,981
	15(H27)	65	39%	3,615
	16(H28)	78	46%	3,968
赤字申告	14(H26)	51	30%	-1,892
	15(H27)	55	33%	-2,183
	16(H28)	44	26%	-2,601
0申告	14(H26)	55	33%	
	15(H27)	48	29%	
	16(H28)	46	27%	

表③ 消費税課税区分別状況（%）

課税区分別状況	区分	対前々期		対前期		件数
		課税標準	税額	課税標準	税額	
	本則課税	81.6	118	98	101	50
	簡易課税	96	143	96	96	28

（表③）前々期の8%への消費税増税で、その後売上（課税標準）は回復せず減少、納税額は高止まりとなっています。

# 消費税NO!! 消費税の大罪・大悪 (1)

## そもそも「消費税」はどういう税金か?!

「消費税」は1988年12月24日、竹下登自民党内閣の下で国民の強い反対を押し切って法案が強行成立され、翌年4月1日から施行されました。3%でスタートした消費税率は1997年4月に橋本龍太郎内閣が5%に引き上げました。

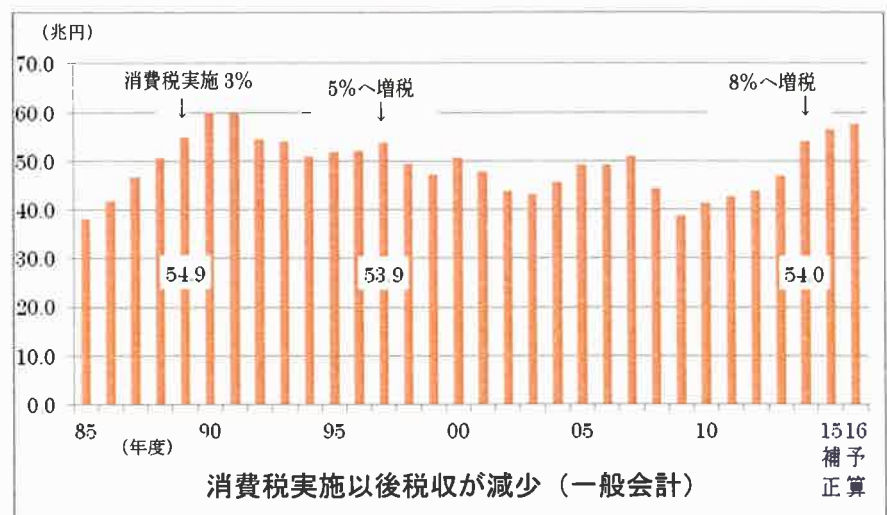
安倍自公政権になって2014年4月に5%から8%への引き上げを強行して増税され、さらに10%への引き上げが、当初2015年10月に予定されていたのが今年2017年4月から延期され、昨年の参議院選挙直前に安倍首相が2019年10月まで2年半延期することを表明して再延期されました。2012年12月に発足した第二次安倍自公政権がデフレからの脱却を掲げた「アベノミクス」政策の失敗の帰結といえる実態です。

「そもそも消費税はどういう税金か」を、改めて検討してみることとします。

### 1 景気を底から冷やす

消費税は景気を底から冷やし、中小事業者・国民の働く場を失う税金です。

橋本内閣が3%から5%に引き上げたとき(1997/4)には、国民に9兆円もの税や社会保障負担が課せられ、景気悪化と不況を継続させ、その後の中小企業の倒産や廃業、大手



金融機関の金融危機へとつながっていきました。2014年4月の8%への引き上げによって、日本経済は再び景気後退しました。一般の消費者は「収入は増えないのに増税分価格が高くなる」と消費を控え、企業側からは「増税で商品が売れにくくなる。増税分の価格転嫁がむづかしい」と嘆きと困惑が出されました。消費意欲の後退、不況の継続で国民所得の減少が消費後退に拍車をかける形となって、消費者物価指数が増税をピークに右肩下がりとなり、GDPの縮小、デフレの継続、税収の減少など財政健全化に逆行しています。

消費税は「消費に対するペナルティー(罰金)」であり、「消費をするな」という政策であって、内需を冷え込ませ景気後退をもたらし、経済環境を悪化する役割をもちます。消費税率の引き上げはさらに景気の冷却・後退を進める政策であるわけです。

### 2 低所得者ほど負担が重い“逆進性”

消費税は所得に対する税負担の割合が、低所得者ほど高く高所得者ほど低いという構造的欠陥＝「逆進性」があり、低所得者の生活を破壊します。税の基本原則の「応能負担」原則に反し、税の重要な役割である「所得の再配分」機能に逆行します。税率が一律だから平等・公平というのは全くの誤りであって、むしろ不平等と不公平を強める理論です。

## 年収別・税率別の消費税負担試算

(金額＝円)

	設例		税率8%(現行)の場合			税率10%の場合		
	①年収	②消費支出	③消費税	④負担割合	消費後残高	③消費税	④負担割合	消費後残高
			②×8%	③÷①(%)	①-②-③	②×10%	③÷①(%)	①-②-③
事例A	2,000,000	1,500,000	120,000	6	380,000	150,000	7.5	350,000
事例B	20,000,000	5,000,000	400,000	2	14,600,000	500,000	2.5	14,500,000

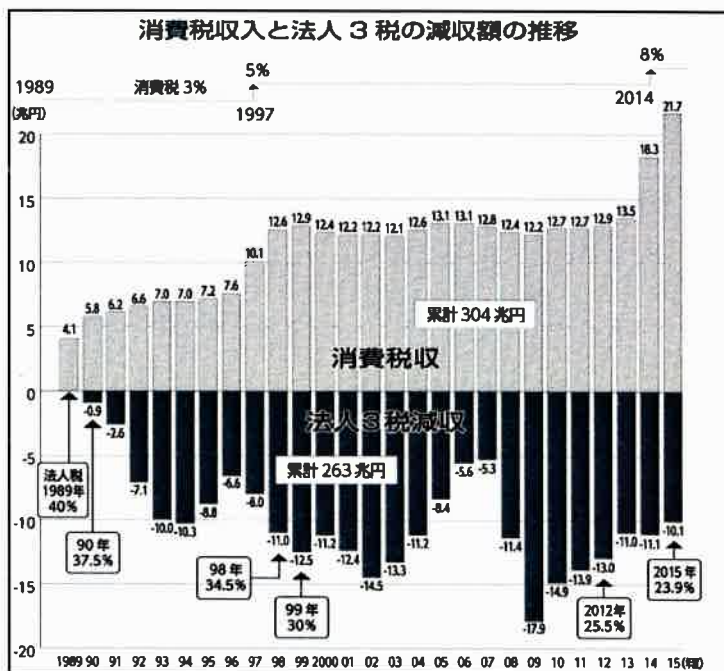
低所得者(事例Aの場合)の消費税の負担割合は、高所得者(事例Bの場合)の3倍になります。又この負担割合の差が現行で4%ですが、仮に10%税率となった場合には事例A7.5%対事例B2.5%となって、5%に拡大します。消費支出後の残余は低所得者は収入の20%に満たないのに対して、高所得者は収入の70%以上が残ります。決して「平等・公平」ではないことが一目瞭然です。

### 3 徹底した大企業優遇税制

#### 《大企業減税の

#### 穴埋めにされた消費税》

消費税導入以来26年間の消費税収入は304兆円で、国民一人当たり約240万円納税したことになります。この間相次いで法人税率の引き下げが行われ、法人3税(法人税、法人事業税、法人住民税)が263兆円減税・減収となりました。「福祉のため」「少子高齢化のため」と言って導入し増税してきましたが、福祉どころか法人税減税・減収の穴埋めにされたのが実態です。



#### 《輸出大企業には“戻し税”》

年間の消費税収の30%余の約6兆円もが“輸出戻し税”として輸出大企業などへ「戻(還付)され」ています。「還付」は自分が納めた消費税を返してもらうのですが、輸出大企業は自分で納めたのではなく、下請けや仕入れ先が納めた税金を返してもらうもので、還付金ではなく国からの補助金になります。輸出大企業にとって消費税は「納める」のではなく「いただく」税金であって、税率が上がればそれだけ「戻し税」が増えることになってむしろ都合ということになり、経団連は法人税率の20%台への引き下げと2025年度までに消費税率を19%にすることを提言して、自らの税負担の軽減を図ろうとしています。

#### 8%で激増した「還付金」

(単位:億円)

税率	5%	8%	還付金の増加額
還付の年	2013年	2016年	
トヨタ自動車	1,801	3,633	1,832
日産自動車	906	1,546	640
マツダ	504	804	300
ホンダ	563	754	191
三菱自動車	411	545	134

(「消費税をなくす全国の会パンフ 2014.1、全国商工新聞 2016.10.10 付による)

# 災害にあったときの所得税等の減免措置

昨年4月の熊本地震により多くの皆さんが被災を受けられました。それにより今年の所得税の確定申告は雑損控除などの減免措置を受けようとお考えの方が多くいらっしゃると思います。

そこで所得税及び復興特別所得税の雑損控除と災害減免法について熊本国税局発行の取扱文書等を使い整理してみました。



## 1. 雑損控除

### (1) 雑損控除の概要

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の総所得金額等の合計額が38万円以下である者の有する資産について、災害等によって損失を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合に、次の①と②のいずれか多い方の金額が控除できます。

① 差引損失額※ - 総所得金額等 × 10%

② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

※ 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出 - 補填金額（未払分は見積もる）

(注)「災害関連支出の金額」とは、災害により損壊した住宅、家財などの取壊し費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいう。

なお、災害関連支出のうち、現状回復費用と資本的支出とを区分が困難なものがある場合には、当該支出の30%（損失の金額に相当する部分を除く。）を現状回復費用とすることができる。（基通72-3）。

（南九州税理士会「2016熊本地震等の災害に係る所得税等の取扱い」より）

### (2) 損失額の計算方法

雑損控除の計算については、災害により受けた損失額を計算する必要があります。これについては次の二つの方法があります。

#### ① 取得価額が明らかな場合

損失額 = (取得価額 - 減価償却 × 被災割合)

(注) 1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額

2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます。

3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです）。

減価償却費 = 取得価額 × 0.9 × 償却率 × 耐用年数

#### ② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、国税局・税務署が公表している「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」で求めた金額を基に次の計算により計算します。

損失額 = [(1㎡当たりの工事費用 × 総床面積) - 減価償却費] × 被災割合

（熊本国税局「平成28年熊本地震により被害を受けられた方へ」より）

### (3) 現状回復費用と災害関連支出の関係

上記の災害関連支出の金額は損失額に含めることができる場合とできない場合があります。

※ 現状回復費用と災害関連支出の関係（イメージ図）

直前の時価又は簿価			
直後の時価又は簿価	(損失の金額)		
区分困難な支出	現状回復費用(30%)	本来の資本的支出(70%)	
	資本的支出	災害関連支出	資本的支出

【現状回復費の考え方】

例1 : 直前の時価 100、直後の時価 50、損壊した資産について支出する金額（区分困難） 100  
 答え : 損失の金額 = 100 - 50 = 50、現状回復費用 = 100 × 30% = 30  
 損失の金額 > 現状回復費用より、災害関連支出の金額はない。

例2 : 直前の時価 100、直後の時価 50、損壊した資産について支出する金額（区分困難） 200  
 答え : 損失の金額 = 100 - 50 = 50、現状回復費用 = 200 × 30% = 60  
 損失の金額 < 現状回復費用より、災害関連支出の金額 = 60 - 50 = 10  
 よって、雑損控除の対象とされる損失の金額は 50 + 10 = 60 となる。

## 2. 災害減免法

(熊本国税局「熊本地震に係る雑損控除等の取扱い」より)

### (1) 災害減免法の概要

所得税の雑損控除の他に災害減免法に基づき所得税を軽減し、又は免除する制度があります。対象となる財産は、住宅や家財です。ただし、損失額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。

### (2) 軽減額等の計算

その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減

- ・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。
- ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。

(熊本国税局「平成28年熊本地震により被害を受けられた方へ」より)

### (3) 災害減免法と雑損控除の選択

災害減免法と雑損控除はいずれか有利な方法を選択することができます。一般的に、所得金額の合計金額が500万円以下で、雑損控除適用後の課税総所得金額がある場合は災害減免法が有利となるようです。

## 3. り災証明書等

### (1) り災証明書

り災証明書は、り災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されています。雑損控除や災害減免法の適用を受ける場合には、被害割合を判定する際の目安になりますのでり災証明書をご準備下さい。

### (2) 申告にあたって

国税局・税務署が公表している「地域別・構造別の工事費用表」などは、国税庁ホームページで見ることができますが、詳しいことは共同経理にご相談下さい。

## 甲斐健彦税理士逝く

～地域のみなさまと共に税理士 40 年、  
市議員 21 年を歩んで～

昨年 8 月 28 日、弊社代表社員税理士 甲斐健彦が永眠致しました。ここに改めて生前のご交誼に深謝し、心から御礼申し上げます。

故甲斐健彦が 1975 年（昭和 50 年）に、ここ菊池市に（株）熊本共同経理経営研究所菊池事務所として税理士事務所を開設して 40 年あまり、会社組織も（有）共同経理事務所を経て現在の税理士法人第一経営共同経理となりました。また 1981 年当選以来 5 期 21 年間、菊池市議会議員として、市政の民主化と地域発展に貢献しました。これまで歩んでくることができましたのも顧問先をはじめ地域住民の方々のご支援のたまものと心から感謝しております。

今後は、代表社員税理士荒尾壽味雄、社員税理士田中芳幸の 2 名の税理士と 9 名の職員体制となりますが、経営理念であり、故人が会社運営の基礎と常々申していました「憲法を護り、民主的・公正な税制の確立で、納税者の権利、経営と暮らしを守る。」を今一度胸に刻み、その意思を引き継いで参りたいと思います。

今後とも税理士法人第一経営共同経理を何卒宜しくお願い申し上げます。

共同経理では、皆さんの身の回りの事に対するご相談にも応じています。お気軽にご相談にお出で下さい。

### ◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

### ◎ 相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策をご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。



## 税務スケジュール

1月 4日 (水)

10月決算法人の確定申告期限

1月 20日 (金)

28年7月～12月分源泉所得税  
納期特例届出書提出者の納期限

1月 31日 (火)

給与支払報告書・支払調書の提出  
11月決算法人の確定申告期限

2月 28日 (火)

12月決算法人の確定申告期限

3月 15日 (水)

28年分所得税の確定申告期限

3月 31日 (金)

28分消費税の確定申告期限

1月決算法人の確定申告期限

5月 1日 (月)

2月決算法人の確定申告期限

5月 31日 (水)

3月決算法人の確定申告期限

6月 30日 (金)

4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月 5日(木)

臨時休業 3月16日(木)

## ※ 無料法律相談のご案内

毎月 10 日（土・日・祝日は前後します）に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月 10日 (火)・2月 10日 (金)・3月 10日 (金)  
4月 10日 (月)・5月 10日 (水)・6月 12日 (月) となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

\*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

## 【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、  
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。